

栗原市インターネット公有財産売却ガイドライン

栗原市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の栗原市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。

また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません）

- （1） 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号該当すると認められる方
（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1） 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1） 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2） 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3） 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4） 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- （5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （6） 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- （7） この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者と、社会的に非難されるような関係を有しており、暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募しようとする方
- (3) 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃借しようとする方（不動産の場合のみ）
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属していると認められる方
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 栗原市が定める本ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (8) 当該入札にかかわる公有財産に関する事務に従事する栗原市職員

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり栗原市が執行する一般競争入札及びせり売り（以下「入札」という。）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間栗原市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や栗原市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- (5) 一般競争入札を行う物件については、現状での引渡しとなりますのでご了承ください。
- (6) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より、公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、栗原市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」といいます）」

す。）」及び「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類（以下「必要書類」という）を添付のうえ、栗原市に送付してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

必要書類

<個人の場合>

【不動産】○住民票（コピー不可、発行から3か月以内）1通

○印鑑登録証明書（コピー不可、発行から3か月以内）1通

○本籍地の市町村長の発行する身分証明書（コピー不可、発行から3か月以内）1通

【動産（物品・自動車）】○住民票（コピー可、発行から3か月以内）、印鑑登録証明書（コピー可、発行から3か月以内）、運転免許証、健康保険の資格確認書及びパスポートなどの本人確認書類の写しのうち、いずれか1通

<法人の場合>

【不動産】○登記事項証明書（コピー不可、発行から3か月以内）1通

○印鑑証明書（コピー不可、発行から3か月以内）1通

【動産（物品・自動車）】○登記事項証明書（コピー可、発行から3か月以内）1通

○印鑑証明書（コピー可、発行から3か月以内）1通

<その他>

- ・ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」のうちご希望の方法に「○」をしてください。（自動車、動産の場合の納付方法は、「クレジットカード」のみとします。）
- ・ 入札保証金を「クレジットカード」で納付する場合は、押印を省略することができます。
- ・ 複数の物件について申し込みをされる場合は、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類は1通のみ提出してください。
- ・ 必要書類について、印刷不備等により内容が確認できない場合は、再度書類の提出を求めることがあります。

(7) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、若しくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 共通

ア 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など栗原市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

イ 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(2) 動産・自動車の場合

ア 栗原市はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。

イ 自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

(3) 不動産の場合

ア 栗原市は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

イ 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査及びアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログインIDに登録されているメールアドレスを栗原市に開示され、かつ、栗原市がこれらの情報を栗原市文書取扱規程に基づき、5年間保管すること。

なお、栗原市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 栗原市は、収集した個人情報を、地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。（地方自治法施行令第167条の14で準用する「せり売り」の場合も含みます。）

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が、住民登録や登記事項証明書の内容など異なる場合は、落札者となっても、所有権移転などの権利移転登記等を行うことができません。

5 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを、共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

- ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続きなどについては、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について」及び「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。
- イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の誓約書、住所（所在地）・氏名（名称）を連名した申込書、住民票、登記事項証明書及び印鑑登録証明書（不動産の場合はコピー不可、動産の場合はコピー可）を、入札開始までに栗原市に提出することが必要です。なお、申込書は栗原市のホームページより印刷することができます。
- ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民票や登記事項証明書の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。
- エ 自動車、動産については、共同入札はできません。

第2 公有財産売却の参加申し込み、入札保証金及び契約保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・ 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。
- ・ 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書及び申込書を入札開始2開庁日前までに栗原市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに栗原市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7の規定により、一般競争入札に参加する者が、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、栗原市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、栗原市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・ 入札保証金には利息を付しません。
- ・ 原則として、入札開始2開庁日前までに栗原市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付（自動車、動産の場合の納付方法は「クレジットカード」のみとします。）

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。

クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、次の事項に承諾・同意するものとします。

- ・ 紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することの承諾
- ・ 公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことの同意
- ・ 紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することの同意

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、栗原市のホームページより申込書及び誓約書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、栗原市に送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）
- ・ 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 銀行振込による納付（自動車、動産の場合の納付方法は「クレジットカード」のみとします。）

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

その際は「銀行振込など」を選択し、申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込（納付書払い）」に「○」をしてください。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、栗原市のホームページより申込書及び誓約書を印刷し、必要事項を記載・押印後、必要書類を添付のうえ、栗原市に送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

公有財産売却の参加者より必要書類が栗原市に到着後、栗原市から「納付済通知書」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、栗原市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

- ・ 銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・ 銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、栗原市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。
- ・ 栗原市が指定する金融機関については、下記を参照してください。

(ア) 指定金融機関 株式会社七十七銀行

(イ) 指定代理金融機関 株式会社仙台銀行、新みやぎ農業協同組合

(ウ) 収納代理金融機関 仙北信用組合、東北労働金庫、一関信用金庫、株式会社岩手銀行、株式会社ゆうちょ銀行

※いずれも日本国内で業務を営むすべての店舗（代理店を除く。）

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに栗原市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

3 契約保証金の納付について

(1) 契約保証金とは

地方自治法施行令第167条の16の規定により、契約締結時に納付しなければならない金員です。契約保証金は全額売払代金に充当します。

ア 不動産の場合

契約保証金は、契約金額（売払代金）の100分の10以上の金額を定めます。入札保証金を契約保証金に全額充当し、不足する金額を栗原市が指定する期日までに納付してください。

イ 自動車及び物品の場合

契約保証金は入札保証金と同額となります。契約保証金は入札保証金から全額充当されます。

(2) 契約保証金の納付方法（不動産の場合のみ）

栗原市から送付する銀行振込により契約保証金を納付してください。その際の振込手数料は、公有財産売却の参加申込者の負担となります。

栗原市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

栗原市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、栗原市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 栗原市から落札者への連絡

落札者には、栗原市から入札終了後の入札確定日時以降に、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・ 栗原市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、栗原市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金または契約保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、栗原市に連絡する際や栗原市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

栗原市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより、契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には、栗原市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添付して、栗原市に郵送してください。

ア 必要な書類

【不動産の場合】 ○登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下「収入印紙」といいます。）

○その他、栗原市が指定したもの

【動産の場合】 ○住民票または登記事項証明書（いずれもコピー不可、発行から3か月以内）

○印鑑登録証明書または印鑑証明書（コピー不可、発行から3か月以内）

○その他、栗原市が指定したもの

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。決定金額における消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。

不動産の土地は、消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないため、決定金額には消費税及び地方消費税相当額は課税されません。ただし、土地付き建物については、建物のみ決定金額に消費税及び地方消費税が別途加算されます。

なお、自動車・動産の場合には、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合、売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合および落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

ア 自動車・物品の場合

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

イ 不動産の場合

次のいずれかを選択してください。

- ・ 契約締結時に、契約保証金と売払代金の残金を一括して支払う方法

この場合、契約保証金は不要です。売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金を差し引いた金額となります。

- ・ 契約締結時に契約保証金を支払った後、栗原市が指定する期日までに売払代金の残金を支払う方法

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに栗原市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、栗原市が発行する納付書により納期限までに納付してください。

なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに栗原市が納付を確認できることが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能

です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。
なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

栗原市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、栗原市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

栗原市は、落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 栗原市から落札者への連絡

落札者には、栗原市から入札終了後の入札確定日時以降、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・ 栗原市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、栗原市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、栗原市に連絡する際や栗原市に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

栗原市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には、栗原市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添付して、栗原市に郵送してください。

ア 必要な書類

【不動産の場合】 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（以下「収入印紙」といいます。）

その他、栗原市が指定したもの

【動産の場合】 住民票または登記事項証明書（いずれもコピー不可、発行から3か月以内）

印鑑登録証明書または印鑑証明書（コピー不可、発行から3か月以内）

その他、栗原市が指定したもの

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。決定金額における消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。

不動産の土地は、消費に負担を求める税としての性格から課税の対象としてなじまないため、決定金額には消費税及び地方消費税相当額は課税されません。ただし、土地付き建物については、建物のみ決定金額に消費税及び地方消費税が別途加算されます。

なお、自動車・動産の場合には、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合、売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

市が指定する期日までに売払代金を支払わなかった場合は、契約が無効となり、契約保証金を没収し、返還しません。

ア 自動車・物品の場合

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

イ 不動産の場合

次のいずれかを選択してください。

- ・ 契約締結時に契約保証金と売払代金の残金を一括して支払う方法

この場合、契約保証金は不要です。売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金を差し引いた金額となります。

- ・ 契約締結時に契約保証金を支払った後、栗原市が指定する期日までに売払代金の残金を支払う方法

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに栗原市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに栗原市が納付を確認できることが必要です。

ア 栗原市が用意する納付書による納付

イ 銀行振込による納付

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第5 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

栗原市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には栗原市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、郵送してください。なお、不動産の場合は契約金額に応じた収入印紙を添付してください。

(自動車及び物品の場合は、収入印紙は不要です。)

自動車及び物品は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、栗原市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

不動産は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1) 不動産の場合

ア 売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて栗原市が不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

栗原市のホームページより「所有権移転登記嘱託請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期限までに提出してください。

なお、売払代金の残金納付期限は、栗原市が指定する日となります。

イ 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記嘱託請求書」及び共同入札者全員の住民票（法人の場合は、法人登記事項証明書（現在事項全部証明書又は代表者事項証明書））の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に栗原市に対して任意の書式にて申請してください。

ウ 所有権移転の登記が完了するまで、所有権移転登記嘱託請求書提出後 4 週間程度の期間を要することがあります。

(2) 自動車の場合

ア 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

イ 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

3 引き渡し及び権利移転に伴う費用について

(1) 不動産の場合

ア 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

イ 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。売払代金の残金を納付後、収入印紙などを栗原市に送付してください。

ウ 物件の引き渡しは、現状のままとします。

(2) 自動車の場合

ア 公有財産の引き渡しは、売却代金納付時の現状有姿で栗原市の保管場所において行います。

イ 権利移転に伴う費用（印紙代、自動車取得税、自動車税、自賠責保険料など）は落札者の負担となります。自動車取得税、自動車税等の申告・納付は落札者自らが行ってください。なお、引き渡し時に仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者の費用負担にて事前に準備してください。

ウ 引き渡し後、引き続き栗原市の保管場所に留め置くことはできません。また、引き渡しを受けた物品の返品・交換はできません。

エ 引き渡しは落札者の本人確認のため、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等、住所、氏名が明記され、本人の写真が添付されている公的書類が必要です。法人の場合は、法人の代表者が受取る場合、代表者の運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等、住所、氏名が明記され、本人の写真が添付されている公的書類が必要です。法人の代表者以外又は代理人が引き渡しを受ける場合、代理権限を証する委任状と代理人本人の運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等、住所、氏名が明記され、

本人の写真が添付されている公的書類が必要となります。また、引き渡し時には引き渡しを受ける方の印鑑を持参してください。

(3) 物品（自動車を除く。）の場合

ア 公有財産の引き渡しは、売却代金納付時の現状有姿で搬送又は栗原市の保管場所において行います。

イ 引き渡し時に搬送が必要な場合は、落札者の費用負担にて事前に準備してください。

ウ 引き渡し後、引き続き栗原市の保管場所に留め置くことはできません。また、引き渡しを受けた物品の返品・交換はできません。

エ 引き渡しは落札者の本人確認のため、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等、住所、氏名が明記され、本人の写真が添付されている公的書類が必要です。法人の場合は、法人の代表者が受取る場合、代表者の運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等、住所、氏名が明記され、本人の写真が添付されている公的書類が必要です。法人の代表者以外又は代理人が引き渡しを受ける場合、代理権限を証する委任状と代理人本人の運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等、住所、氏名が明記され、本人の写真が添付されている公的書類が必要となります。また、引き渡し時には引き渡しを受ける方の印鑑を持参してください。

4 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など栗原市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却物件内の残存物やごみの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

(3) 一度引き渡しを受けた財産は、いかなる理由があっても返品、返金、交換などはできません。

第6 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合

ウ せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など（以下「入札者など」という。）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、栗原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、栗原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、栗原市は代替手段を提供せず、それに起因して

生じた損害について責任を負いません。

- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、栗原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、栗原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信または受信するデータが不正アクセス及び改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、栗原市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインID及びパスワードなどを紛失またはログインID及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず栗原市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

栗原市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、栗原市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、栗原市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、栗原市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。売却システムにおいて使用する文字は、J I S 第 1 第 2 水準漢字 (J I S (工業標準化法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号) 第 1 7 条第 1 項の日本工業規格) X0208 をいいます。) であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 公有財産売却参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10 栗原市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

栗原市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、栗原市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、栗原市が掲載したものでない情報については、栗原市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

第7 市議会の議決に付すべき契約について

- (1) 予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の売払い (土地については、 1 件 5, 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。) に該当する物件は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 1 7 年条例第 5 7 号) の規定により議会の議決に付さなければなりません。

- (2) 前述の物件を落札した落札者は、栗原市の指定する期日までに売買契約を仮契約で締結のうえ、栗原市議会の議決を受けなければなりません。
- (3) 前項の契約は、栗原市議会の議決を受けた後、当該契約の効力が発生するものとしません。
- (4) 第2号の契約が、栗原市議会の議決を得られなかった場合、当該仮契約は無効となり、落札者はそれに伴う損害について栗原市に対して賠償などの請求及びその他一切の異議申し立てを行わないものとしません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人（以下「参加者など」という。）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。

参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとしません。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとしません。